

株式取扱規程

EIZO 株式会社

2022年9月1日版

株式取扱規程

第1章 総則

第1条（目的）

当社の株式に関する取扱いについては、定款第10条の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という）による。

第2条（株主名簿管理人）

当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条（書面交付請求及び異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第4条（少数株主権等の行使方法）

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章及び第5章に規定する場合を除き、当社の定める書式により当社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第5条（代理人による請求等）

この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、株主が署名又は記名押印した委任状その他代理権を証明する書面（会社が当該書面の真正を確認する必要があると認めるときは、印鑑証明書その他成立の真正を証する資料）を提出するものとする。

- この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第6条（証明書類又は保証人）

この規程による請求、通知又は届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第7条（株主提案権）

第4条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は次のとおりとする。

- 提案の理由
議案ごとに400字
- 議案の要領
議案ごとに400字
ただし、提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項は、候補者ごとに400字とする。

第3章 届出事項

第8条（常任代理人又は仮住所）

株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

- 2 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
- 3 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第9条（請求の方式）

単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第10条（1株当たりの買取価格）

前条による買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という）における最終価格（以下「終値」という）をもって、1株当たりの買取価格とする。

- 2 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第11条（買取代金の支払）

単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- 2 買取代金から第13条に定める買取手数料を控除した残額は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
- 3 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第12条（買取株式の移転）

買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。

- 2 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

第13条（買取手数料）

単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別表1により定める金額とする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

第14条（請求の方式）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第16条に定める買増代金を支払う。

- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生じる。ただし、第18条に定める場合はこの限りではない。

第15条（請求可能な期間）

前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の

日から当該基準日までの間は停止する。

- 2 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

第16条（1株当たりの買増価格及び買増代金）

第14条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という）の東京市場における終値をもって、1株当たりの買増価格とする。

- 2 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。
- 3 第1項の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額及び第19条に定める手数料の合計金額を買増代金という。

第17条（買増株式の移転）

買増請求にかかる単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

第18条（買増請求の制限）

第14条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じないものとする。

第19条（買増手数料）

単元未満株式の買増手数料は、株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別表1に定める金額とする。

付則

（施行）本規程は、平成13年2月1日から施行する。

（改廃）本規程は、総務担当部門が起案し、取締役会の決議により改廃されるものとする。

改定日	平成13年10月1日
	平成14年3月12日
	平成14年5月1日
	平成14年6月17日
	平成14年8月1日
	平成15年4月1日
	平成15年6月24日
	2006年6月21日
	2009年1月5日
	2009年6月25日
	2010年2月12日
	2012年4月1日
	2022年9月1日

<別表1>

[買取又は買増手数料として定める金額]

株式取扱規程第13条及び第19条に定める金額は、次の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを請求にかかる単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)

第10条の1株当たりの買取価格又は第16条の1株当たりの買増価格に単元株式数を乗じた合計額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円超500万円以下の金額につき	0.900%
500万円超1千万円以下の金額につき	0.700%
1千万円超3千万円以下の金額につき	0.575%
3千万円超5千万円以下の金額につき	0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たり金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。